

警本組対第1119号
平成24年10月29日

各所属長 殿

青森県警察本部長

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律等の
施行について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号。以下「改正法」という。別添1）については、平成24年8月1日に公布されたところであるが、平成24年10月19日までに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成24年政令第257号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成24年政令第260号）が公布され、これらの政令により、改正法のうち、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）による事務所使用差止請求制度の導入に係る規定については平成25年1月30日から、その他の規定については平成24年10月30日から、それぞれ施行されることとなった。

また、改正法の施行等に伴い、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成24年政令第258号。別添2）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成24年政令第261号。別添3）、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成24年内閣府令第70号。別添4）及び警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成24年内閣府令第71号。別添5）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（平成24年国家公安委員会規則第11号。別添6）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（平成24年国家公安委員会規則第13号。別添7）並びに不当要求情報管理機関登録規程の一部を改正する件（平成24年国家公安委員会告示第35号。別添8）及び不当要求情報管理機関登録規程の一部を改正する件（平成24年国家公安委員会告示第36号。別添9）が制定され、これらについても平成24年10月19日までに公布されたところである。

改正法等の趣旨及び内容は別紙のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別紙

(凡例)

- 「改正法」 : 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）
- 「整備令①」 : 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成24年政令第258号）
- 「整備令②」 : 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成24年政令第261号）
- 「改正規則①」 : 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（平成24年国家公安委員会規則第11号）
- 「改正規則②」 : 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（平成24年国家公安委員会規則第13号）
- 「法」 : 改正法による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
- 「令」 : 整備令①及び②による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成3年政令第335号）
- 「施行規則」 : 改正規則①及び②による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）
- 「意見聴取規則」 : 改正規則①による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）
- 「センター規則」 : 改正規則①及び②による改正後の暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）

第1 市民生活に対する危険を防止するための規定の整備

1 対立抗争による危険を防止するための措置（法第15条から第15条の4まで関係）

(1) 趣旨

近年の対立抗争では、対立抗争に係る指定暴力団の事務所にとどまらず、指定暴力団員の自宅周辺、路上等といった様々な場所で拳銃等の凶器を使用した暴力行為が敢行されており、平成19年には、病院で一般の入院患者が誤って射殺される事件も発生している。

このような近年の対立抗争の状況を踏まえ、対立抗争によって一般市民に危害が加えられることを防止するため、対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員に対する規制を強化することとしたものである。

(2) 内容

ア 特定抗争指定暴力団等の指定（法第15条の2）

(ア) 対立抗争又は内部抗争（以下「対立抗争等」という。）が発生した場合において、当該対立抗争等に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、当該対立抗争等に係る暴力行為により更に人の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、3月以内の期間及び警戒区域を定めて、当該対立抗争等に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定するものとした（同条第1項及び第4項）。

(イ) 公安委員会は、特定抗争指定暴力団等の指定（以下第1の1において「指定」という。）の有効期間が経過した後において更にその指定の必要があると認めるときは、3月以内の期間を定めて、その指定の期限を延長することができることとし（同条第2項及び第4項）、指定の期限を延長したときは、当該指定に係る指定暴力団等の代表者に対し、その旨等を通知するものとした（施行規則第21条）。

(ウ) 公安委員会は、必要があると認めるときは、警戒区域を変更することができることとした（法第15条の2第3項及び第4項）。

(エ) 公安委員会は、指定をしたときは、警戒区域内に在る当該指定に係る特定抗争指定暴力団等の事務所の出入口の見やすい場所に、施行規則別記様式第15号の標章（以下「立入禁止等標章」という。）を貼り付けるものとした（同条第5項及び施行規則第21条の2）。

(オ) 公安委員会は、指定の期限が経過したとき、警戒区域の変更により立入禁止等標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなったとき、又は指定が取り消されたときは、立入禁止等標章を取り除かなければならないこととした（法第15条の2第6項）。

(カ) 何人も、立入禁止等標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、指定の期限が経過し、警戒区域の変更により立入禁止等標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなり、又は指定が取り消された後でなければ、これを取り除いてはならないこととし（同条第7

項)、これに違反した者は100万円以下の罰金に処することとした(法第51条)。

(キ) 公安委員会は、指定又は警戒区域の変更(当該変更により新たな区域が当該警戒区域に含まれることとなるものに限る。)をしようとするときは、公開による意見聴取を行わなければならないこととし(法第15条の2第8項及び第9項)、当該意見聴取の通知は、その期日の7日前までにしなければならないこととした(意見聴取規則第14条第7項)。

(ク) 公安委員会は、指定又は警戒区域の変更をしたときは、当該指定等に係る指定暴力団等の名称、警戒区域等を官報により公示するとともに、当該指定等に係る指定暴力団等の代表者に対し、指定等をした旨等を通知しなければならないこととした(法第15条の2第8項及び第9項並びに施行規則第21条の3から第21条の8まで)。

イ 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員等の禁止行為(法第15条の3)

(ア) 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員は、警戒区域において次の行為をしてはならないこととし(同条第1項)、これに違反した者は、3年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした(法第46条第2号)。

a 当該特定抗争指定暴力団等の事務所を新たに設置すること(法第15条の3第1項第1号)。

b 対立指定暴力団員につきまとい、又は対立指定暴力団員の居宅若しくは対立指定暴力団員が管理する事務所の付近をうろつくこと(同項第2号)。

c 多数で集合すること(同項第3号)。

d 対立指定暴力団員の縄張内で営業を営む者に対し、自己の所属する指定暴力団等の威力を示すこと(同号及び令第2条)。

(イ) 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者は、警戒区域内に在る当該特定抗争指定暴力団等の事務所に立ち入り、又はとどまってはならないこととし(法第15条の3第2項)、これに違反した者は、3年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした(法第46条第2号)。

ウ 指定の取消し(法第15条の4)

公安委員会は、指定をした場合において、当該指定の期限を経過する前に当該対立抗争等に係る暴力行為により更に人の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがないと認められるに至ったときは、その指定を取り消さなければならないこととし(同条第1項)、指定を取り消したときは、当該指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の名称等を官報により公示するとともに、当該指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の代表者に対し、指定を取り消した旨等を通知しなければならないこととした(同条第2項及び施行規則第21条の9から第21条の11まで)。

エ 指定を行う公安委員会(法第39条第11号)

指定は、当該指定において警戒区域として定めようとする区域を管轄する公安委員会が行うこととした（同号）。

オ 事務所使用制限命令の強化（法第15条）

対立抗争等が発生した場合における指定暴力団等の事務所の使用制限命令について、その期限の延長を1回に限らず行うことができることとともに（同条第2項及び第3項）、当該事務所の管理者のみならず、当該事務所を現に使用している指定暴力団員に対しても、当該命令を発出することができることとした（同条第1項及び第3項）。

2 暴力的要求行為等に伴う暴力行為による危険を防止するための措置（法第30条の8から第30条の12まで関係）

(1) 趣旨

近年、資金獲得を図ろうとする暴力団の意向に沿わない事業者等に対して、暴力団員がその報復として拳銃の発砲、手りゅう弾の投てき、放火といった危険な暴力行為を行う事案が相次いで発生しており、事業者等に対する大きな脅威となっている。

こうした状況に対処するため、暴力的要求行為等に伴う暴力行為を行うおそれがある指定暴力団員に対する規制を強化することとしたものである。

(2) 内容

ア 特定危険指定暴力団等の指定（法第30条の8）

(ア) 公安委員会は、指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が、

a 当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員による暴力的要求行為又は当該指定暴力団等の指定暴力団員が要求等して行わせた準暴力的要求行為であって、その相手方が拒絶したもの

b 当該指定暴力団等の指定暴力団員による損害賠償請求等の妨害行為に関連して凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法による暴力行為を行ったと認められ、かつ、当該指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が更に反復して同様の暴力行為を行うおそれがあると認めるときは、1年を超えない範囲内の期間及び警戒区域を定めて、当該指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定するものとした（同条第1項）。

(イ) 公安委員会は、特定危険指定暴力団等の指定（以下第1の2において「指定」という。）の有効期間が経過した後において更にその指定の必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で期間を定めて、その指定の期限を延長することができることとし（同条第2項）、指定の期限を延長したときは、当該指定に係る指定暴力団等の代表者に対し、その旨等を通知するものとした（施行規則第30条）。

(ウ) 公安委員会は、必要があると認めるときは、警戒区域を変更することができることとした（法第30条の8第3項）。

(エ) 公安委員会は、指定又は警戒区域の変更（当該変更により新たな区域が当該警戒区域に含まれることとなるものに限る。）をしようとする

きは、原則として公開による意見聴取を行わなければならないこととし（同条第4項及び第5項）、当該意見聴取の通知は、その期日の7日前までにしなければならないこととした（意見聴取規則第14条第7項）。

(オ) 公安委員会は、指定又は警戒区域の変更をしたときは、当該指定等に係る指定暴力団等の名称、警戒区域等を官報により公示するとともに、当該指定等に係る指定暴力団等の代表者に対し、指定等をした旨等を通知しなければならないこととした（法第30条の8第4項及び第5項並びに施行規則第31条から第32条の5まで）。

イ 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員による暴力的要求行為等の直罰化（法第46条第3号）

特定危険指定暴力団等の指定暴力団員で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して、暴力的要求行為又は損害賠償請求等の妨害行為をしたものは、3年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした（同号）。

ウ 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為（法第30条の9）

特定危険指定暴力団等の指定暴力団員は、暴力的要求行為を行う目的で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して、その相手方に対し、次の行為をしてはならないこととした。

(ア) 面会を要求すること（同条第1号）。

(イ) 電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること（同条第2号）。

(ウ) つきまとい、又はその居宅若しくは事業所の付近をうろつくこと（同条第3号）。

エ 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為に対する措置（法第30条の10）

(ア) 公安委員会は、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員がウに違反する行為をしており、その相手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていると認める場合には、当該指定暴力団員に対し、中止命令を発出することができることとした（同条第1項）。

(イ) 公安委員会は、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員がウに違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復してウに違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、再発防止命令を発出することができることとした（同条第2項）。

(ウ) (ア)又は(イ)の命令に違反した者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした（法第47条第16号）。

(エ) 公安委員会は、(イ)の再発防止命令をしようとするときは、原則として公開による意見聴取を行わなければならないこととした（法第34条第1項）。ただし、緊急の必要がある場合には、意見聴取を行わないで仮の命令をすることができることとし（法第35条第1項）、この場合においては、仮の命令をした日から起算して15日以内に意見聴取を行わなけ

ればならないこととした（同条第3項）。

- (ウ) (ア)の中止命令については当該命令に係る違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会が(法第39条第7号)、(イ)の再発防止命令又は当該命令に係る意見聴取については当該命令又は意見聴取に係る違反行為が行われた時における当該指定暴力団員の住所地（住所が明らかでないときは、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の主たる事務所の所在地）を管轄する公安委員会が(同条第5号)、それぞれ行うこととした。

オ 特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限（法第30条の11）

- (ア) 公安委員会は、警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所が、法第30条の8第1項の暴力行為に関し、多数の指定暴力団員の集合の用等に供されており、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該事務所に係る管理者又は当該事務所を現に使用している指定暴力団員に対し、3月以内の期間を定めて、当該事務所をこれらの用等に供してはならない旨を命ずることができることとし(法第30条の11第1項)、当該命令に違反した者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした（法第47条第17号）。

- (イ) 公安委員会は、(ア)の命令（以下第1の2(2)オにおいて「命令」という。）の有効期間が経過した後において更にその命令の必要があると認めるときは、3月以内の期間を定めて、その命令の期限を延長することができることとした（法第30条の11第2項）。

- (ウ) 公安委員会は、命令をしたときは、命令に係る事務所の出入口の見やすい場所に、施行規則別記様式第13号の標章（以下「使用制限標章」という。）を貼り付けるものとした（同条第3項及び施行規則第32条の6）。

- (エ) 公安委員会は、命令の期限が経過したとき、警戒区域の変更により使用制限標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなったとき、又は当該期限内において当該事務所が多数の指定暴力団員の集合等の用に供されるおそれなくなったと認めるときは、使用制限標章を取り除かなければならないこととした(法第30条の11第4項)。

- (オ) 何人も、使用制限標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、命令の期限が経過し、警戒区域の変更により使用制限標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなり、又は指定が取り消された後でなければ、これを取り除いてはならないこととし（同条第5項）、これに違反した者は100万円以下の罰金に処することとした（法第51条）。

- (カ) 公安委員会は、命令をしようとするときは、公開による意見聴取を行わなければならないこととした(法第34条第1項)。ただし、緊急の必要がある場合には、意見聴取を行わないで仮の命令をすることができることとし(法第35条第1項)、この場合においては、仮の命令をした日から起算して15日以内に意見聴取を行わなければならないこととした（同条第3項）。

- (キ) 命令又は命令に係る意見聴取は、当該命令又は意見聴取に係る事務所

の所在地を管轄する公安委員会が行うこととした(法第39条第10号)。

カ 指定の取消し(法第30条の12)

公安委員会は、指定をした場合において、当該指定の期限を経過する前に更に反復して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法による暴力行為が行われるおそれがないと認められるに至ったときは、その指定を取り消さなければならないこととし(同条第1項)、指定を取り消したときは、当該指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の名称等を官報により公示するとともに、当該指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の代表者に対し、指定を取り消した旨等を通知しなければならないこととした(同条第2項及び施行規則第32条の7から第32条の9まで)。

キ 指定を行う公安委員会(法第39条第11号)

指定は、当該指定において警戒区域として定めようとする区域を管轄する公安委員会が行うこととした。

第2 都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の導入(法第32条の4から第32条の14まで関係)

1 趣旨

暴力団事務所の使用により人格権を侵害されているとして当該事務所の付近住民等が行う事務所使用差止請求については、住民のリーダー等が暴力団からの妨害や報復を受けることがあり、このような妨害や報復をおそれて、そもそもこの種請求に至らない事例が生じているところである。

本制度は、都道府県センターが付近住民等からの委託を受けて原告として訴訟を提起できることとすることにより、このような現状の問題の解消に資することとしたものである。

2 内容

(1) 適格都道府県センターの権限等(法第32条の4)

ア 法第32条の5第1項の規定による国家公安委員会の認定を受けた都道府県センター(以下「適格都道府県センター」という。)は、指定暴力団等の事務所の付近住民等で、当該事務所の使用によりその生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求をしようとするものから委託を受けたときは、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有することとした(法第32条の4第1項)。

イ 適格都道府県センターは、付近住民等からアの委託を受けたときは、その他の付近住民等が当該委託をする機会を確保するために、その旨を通知等の方法により、これらの者に周知するよう努めるものとした(同条第2項)。

ウ 適格都道府県センターは、アの権限を行使する場合において、民事訴訟手続、民事保全の命令に関する手続及び執行抗告に係る手続については、弁護士に追行させなければならないこととした(同条第3項)。

エ 適格都道府県センターは、アの委託をした付近住民等に対して報酬を請

- 求することができないこととした（同条第4項）。
- オ アの委託をした者は、その委託を取り消すことができることとした（同条第5項）。
- (2) 適格都道府県センターの認定（法第32条の5）
- ア 差止請求関係業務（(1)アの権限の行使に関する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする都道府県センターは、国家公安委員会の認定を受けなければならないこととした（同条第1項）。
- イ アの認定を受けようとする都道府県センターは、国家公安委員会に認定の申請をしなければならないこととした（同条第2項）。
- ウ 国家公安委員会は、イの申請をした都道府県センターが、
- (ア) 差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。
- (イ) 法第32条の4の委託を受ける旨の決定及び当該委託に係る請求の内容についての検討を行う部門において弁護士等が共にその専門的知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていること等に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的知識経験を有すると認められること。
- (ウ) 差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。の全ての要件に適合しているときに限り、当該都道府県センターを適格都道府県センターとして認定することができることとした（同条第3項）。
- エ 差止請求関係業務に係る業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法等が定められていなければならないこととした（同条第4項及びセンター規則第15条の2）。
- オ アの認定を取り消された日から3年を経過しない都道府県センター等はアの認定を受けることができないこととした（法第32条の5第5項）。
- (3) 適格都道府県センターの認定の申請（法第32条の6）
- ア 適格都道府県センターの認定の申請は、当該申請に係る都道府県センターの名称等を記載した申請書を、当該都道府県センターに係る法第32条の3第1項の規定による指定をした公安委員会を経由して、国家公安委員会に提出してしなければならないこととし、この場合において、公安委員会は、当該申請に係る事項に関する意見を付して、国家公安委員会に送付するものとした（法第32条の6第1項及びセンター規則第15条の3）。
- イ アの申請書には、定款等を添付しなければならないこととした（法第32条の6第2項及びセンター規則第15条の4）。
- (4) 適格都道府県センターの認定の公示等（法第32条の7）
- 国家公安委員会は、(2)アの認定をしたときは、当該適格都道府県センターの名称等を官報により公示するとともに、当該適格都道府県センターに対し、その旨を書面により通知するものとした（同条及びセンター規則第15条の5）。
- (5) 変更の届出（法第32条の8）

適格都道府県センターは、その名称等に変更があったときは、その旨を記載した届出書を遅滞なく国家公安委員会に提出しなければならないこととし、国家公安委員会は、当該届出書の提出があったときは、当該変更に係る事項等を公示しなければならないこととした（同条及びセンター規則第15条の6）。

(6) 帳簿書類の作成及び保存（法第32条の9）

適格都道府県センターは、差止請求関係業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならないこととした（同条及びセンター規則第15条の7）。

(7) 事業報告書等の作成及び提出（法第32条の10）

適格都道府県センターは、毎事業年度の事業報告書等を作成し、当該事業年度経過後3月以内に国家公安委員会に提出しなければならないこととした（同条）。

(8) 報告及び立入り（法第32条の11）

ア 国家公安委員会は、差止請求関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、法の施行に必要な限度において、適格都道府県センターに対しその業務等の状況に関し報告をさせ、又は警察庁の職員に適格都道府県センターの事務所に立ち入り、業務の状況等を検査させ若しくは関係者に質問させることができることとし、これに違反して報告をしない等した者は50万円以下の罰金に処することとした（同条第1項及び法第52条）。

イ アの立入検査をする職員は、その身分を示すセンター規則別記様式第1号の2の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこととした（法第32条の11第2項及びセンター規則第15条の8）。

(9) 改善命令（法第32条の12）

国家公安委員会は、適格都道府県センターの差止請求関係業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、適格都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができることとした（同条）。

(10) 適格都道府県センターの認定の取消し等（法第32条の13）

国家公安委員会は、適格都道府県センターが(2)ウの認定の要件に適合しなくなったとき等は、その認定を取り消すことができることとし（同条第1項）、認定を取り消したときは、その旨等を官報により公示するとともに、当該適格都道府県センターに対し、その旨を書面により通知するものとした（同条第2項）。

第3 暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制の強化等

1 暴力的要求行為の規制の強化（法第9条関係）

(1) 取引を拒絶している事業者等に対して不当に取引を要求する行為の規制

ア 趣旨

近年、事業者等の中で暴力団排除の機運が高まる中で、金融業界等の一定の業界においては、暴力団員と判明した場合にはその取引を拒絶するよ

うになったところ、拒絶した事業者等に対して、更に威力を示して不当に取引を要求する実態もみられる。

そこで、一定の事業者等が取引を拒絶しているにもかかわらず指定暴力団等の威力を示して取引を要求する行為等を規制の対象とすることとしたものである。

イ 内容

指定暴力団員が指定暴力団等の威力を示してする次の行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加することとした。

- (ア) 金融商品取引業者その他の金融商品取引行為に係る業務を営む者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、金融商品取引行為を行うことを要求すること（同条第10号）。
 - (イ) 預金又は貯金の受入れに係る業務を営む者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、預金又は貯金の受入れをすることを要求すること（同条第12号）。
 - (ウ) 宅地建物取引業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地等の売買若しくは交換をすること又は宅地等の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をすることを要求すること（同条第15号）。
 - (エ) 宅地建物取引業者以外の者に対して宅地等の売買若しくは交換をすることをみだりに要求し、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求すること（同条第16号）。
 - (オ) 建設業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を行うことを要求すること（同条第17号）。
 - (カ) ホテル若しくは旅館（専ら宿泊の用に供される部分を除く。）、斎場（火葬場が設けられている場合にあつては、火葬場を除く。）又はゴルフ場の管理者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該施設を利用させることを要求すること（同条第18号及び施行規則第13条）。
- (2) 国等が行う入札等に係る暴力的要求行為の規制の拡大

ア 趣旨

現行では、国等が行う公共工事の入札等に関する不当要求は規制の対象とされているが、近年、暴力団は、公共工事のみならず、清掃等といった業務の委託、公有地の売買等に係る入札等についても同様の不当要求を敢行している実態がみられる。

そこで、国等が行う公共工事の入札等に関する暴力的要求行為の規制について、その対象を国等が行う入札等全般に拡大するなど、国等が行う入札等に関する不当要求に対する規制を強化することとしたものである。

イ 内容

国等が行う公共工事の契約又は入札に関する暴力的要求行為の規制について、国等の契約又は入札全般にその対象を拡大する（法第9条第23号、第24号、第26号及び第27号）とともに、指定暴力団等の威力を示して人に対して入札に参加しないこと又は一定の価格その他の条件をもって入札に

係る申込みをすることをみだりに要求する行為（同条第25号）を規制の対象に追加することとした。

2 準暴力的要求行為の規制の強化（法第12条の3及び第12条の5関係）

(1) 趣旨

近年、指定暴力団員による資金獲得活動は更に巧妙化し、元指定暴力団員や指定暴力団員への利益供与者等に対して指定暴力団の威力を示すことを承諾して不当要求を助けたりするなどして不当要求を行うことで資金獲得を図るといった実態がみられる。

そこで、このような行為を新たに規制の対象とすることとしたものである。

(2) 内容

ア 準暴力的要求行為を助ける行為の禁止（法第12条の3）

指定暴力団員は、人が当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をすることを助けてはならないこととした（同条）。

イ 準暴力的要求行為をすることが禁止される者の追加（法第12条の5第2項）

準暴力的要求行為をすることが禁止される者として、一の指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で次のいずれかに該当するものを追加することとした。

- (ア) 当該指定暴力団等の指定暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（同項第1号）
- (イ) 当該指定暴力団等の指定暴力団員に対し、継続的に又は反復して金品等を贈与し、又は貸与している者（同項第3号）
- (ウ) 法第12条の5第1項各号に掲げる者又は当該指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で同条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当するものがその代表者であり又はその運営を支配する法人等の従業者等（同項第4号）

3 縄張に係る禁止行為に関する規定の整備（法第30条の6及び第30条の7関係）

(1) 趣旨

指定暴力団員による脅迫や恐喝等の暴力的な違法行為が依然として後を絶たないことから、そうした違法行為に発展するおそれが高い用心棒行為等を新たに規制の対象とすることとしたものである。

(2) 内容

ア 縄張に係る禁止行為（法第30条の6）

- (ア) 指定暴力団員は、その者の所属する指定暴力団等の指定暴力団員の縄張内で営業を営む者のために、次の行為をし、又は当該行為をすることをその営業を営む者若しくはその代理人、使用人その他の従業者と約束してはならないこととした（同条第1項）。
 - a 用心棒の役務を提供すること（同項第1号）。
 - b 訪問する方法により、当該営業に係る商品を販売する契約又は当該営業に係る役務を有償で提供する契約の締結について勧誘をすること（同項第2号）。

- c 面会する方法により、当該営業によって生じた債権で履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されていないものの取立てをすること（同項第3号）。
- (イ) 営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「営業者等」という。）は、指定暴力団員に対し、(ア)の各行為（以下「用心棒行為等」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は(ア)の約束の相手方となつてはならないこととした（同条第2項）。
- イ 縄張に係る禁止行為に対する措置（法第30条の7）
 - (ア) 公安委員会は、指定暴力団員がア(ア)に違反して用心棒行為等をしている場合には、当該指定暴力団員に対し、中止命令を発出することができることとした（同条第1項）。
 - (イ) 公安委員会は、指定暴力団員がア(ア)に違反して用心棒行為等の約束をした場合には、当該指定暴力団員に対し、防止命令を発出することができることとした（同条第2項）。
 - (ウ) 公安委員会は、指定暴力団員がア(ア)に違反して用心棒行為等又はその約束をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して当該行為と類似の用心棒行為等又はその約束をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、再発防止命令を発出することができることとした（同条第3項）。
 - (エ) 公安委員会は、営業者等がア(イ)に違反する要求等をした場合において、当該営業者等が更に反復して当該行為と類似の要求等をするおそれがあると認めるときは、当該営業者等に対し、再発防止命令を発出することができることとした（同条第4項）。
 - (オ) (ア)から(ウ)までの命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとし（法第48条）、(エ)の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした（法第50条第1号）。
- ウ 命令に係る意見聴取及び仮の命令（法第34条及び第35条）
 - イ(イ)、(ウ)又は(エ)の命令をしようとするときは、原則として公開による意見聴取を行わなければならないこととした（法第34条第1項）。ただし、イ(イ)の命令については、緊急の必要がある場合には、意見聴取を行わないで仮の命令をすることができることとし（法第35条第1項）、この場合においては、仮の命令をした日から起算して15日以内に意見聴取を行わなければならないこととした（同条第3項）。
- エ 命令を行う公安委員会（法第39条第5号、第7号及び第14号）
 - (ア) イ(ア)若しくは(イ)の命令又はイ(イ)の命令に係る意見聴取は、これらの命令又は意見聴取に係る違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会が行うこととした（同条第7号）。
 - (イ) イ(ウ)の命令又は当該命令に係る意見聴取は、当該命令又は意見聴取に係る違反行為が行われた時における当該指定暴力団員の住所地（住所

が明らかでないときは、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の主たる事務所の所在地）を管轄する公安委員会が行うこととした（同条第5号）。

(ウ) イ(エ)の命令又は当該命令に係る意見聴取は、当該命令又は意見聴取に係る違反行為が行われた時における当該違反行為を行った者の主たる営業所（その者が従業者等である場合は、その者が勤務する営業所）の所在地（これらの営業所がない場合は、当該違反行為が行われた時における当該違反行為を行った者の住所地）を管轄する公安委員会が行うこととした（同条第14号）。

4 罰則の強化（法第46条から第51条まで関係）

法に規定する罪に係る法定刑を次のとおり引き上げることとした。

- (1) 法第11条の規定による命令（暴力的要求行為の中止命令又は再発防止命令）の違反に係る罪については、3年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科（法第46条第1号）
- (2) (1)の命令以外の命令の違反に係る罪については、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金又はその併科（法第47条）
- (3) 法第33条第1項の違反（報告若しくは資料提出又は立入検査の拒否等）に係る罪については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第49条）
- (4) 法第15条第6項の違反（事務所の使用制限命令に係る標章の損壊等）に係る罪については、100万円以下の罰金（法第51条）

第4 国及び地方公共団体並びに事業者の責務に関する規定の整備

1 国及び地方公共団体の責務（法第32条第1項及び第2項関係）

(1) 趣旨

近年の暴力団排除の機運の高まりを踏まえれば、行政が暴力団排除について自ら範を示すことが極めて重要であることから、行政全体が一体となってその事務又は事業からの暴力団排除に取り組むため、行政の責務として、国等が指定暴力団員等を入札に参加させない措置を講ずること等を法律上明記することにより、各行政機関による入札参加排除措置の徹底を促すとともに、その取組を後押しすることとしたものである。

(2) 内容

国及び地方公共団体は、指定暴力団員、指定暴力団員と生計を一にする配偶者、法人その他の団体であって指定暴力団員がその役員となっているもの及び指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者を入札に参加させないようにするための措置を講ずるほか（同条第1項）、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならないこととした（同条第2項）。

2 事業者の責務（法第32条の2関係）

(1) 趣旨

事業者の中には、暴力団員の不当要求に応じることが本意ではなくとも、

適切な対応方法が分からなかったり、それが従業員に徹底されていないなどにより、結果的に暴力団の介入を許す結果を招いている例もみられる。

こうした状況を踏まえ、事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない旨を法律上明記することにより、暴力団の不当要求に対する事業者の取組を促すとともに、不当要求を拒絶する法的根拠を設けることでその対応を後押ししようとするものである。

(2) 内容

事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な責任者の選任等の措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならないこととした（同条）。

第5 その他

1 暴力行為の賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加（法第30条の5第1項第4号関係）

(1) 趣旨

近年、指定暴力団員が準暴力的要求行為に伴う暴力行為についても賞揚等している実態がみられることから、暴力行為の賞揚等の規制の対象となる暴力行為として、準暴力的要求行為に伴う暴力行為を追加することとしたものである。

(2) 内容

暴力行為の賞揚等の規制の対象となる暴力行為として、指定暴力団員が要求等して行わせた準暴力的要求行為をその相手方が拒絶した場合において、これに報復等する目的で、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員が当該相手方等に対してする暴力行為を追加することとした（同号）。

2 立入検査を行う場合の追加（法第33条及び施行規則第36条関係）

(1) 趣旨

改正法により特定抗争指定暴力団等又は特定危険指定暴力団等の指定の制度が新たに設けられたことに伴い、これらの指定等を行うため必要があるときに事務所に対する立入検査を行うことができる旨を明確化するとともに、近年、指定暴力団の潜在化の傾向が顕著となっていること等を踏まえ、指定暴力団等の再指定（指定暴力団等の指定の有効期間の経過後、当該指定暴力団等を更に指定することをいう。）を行うため必要があるときに事務所に対する立入検査を行うことができる旨を明確化し、都道府県警察によるそのような立入検査の円滑な実施を図ることとしたものである。

(2) 内容

指定暴力団等の事務所に対する立入検査を実施することができる場合として、次の場合を追加することとした。

ア 事務所を使用していると認められる者について、法第3条又は第4条の規定による指定をするためその者が当該指定に係る暴力団の構成員であることその他必要な事項を確認することが必要であるとき（施行規則第36条

第1項第1号)

イ 特定抗争指定暴力団等の指定に係る暴力行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき（同項第6号）

ウ 特定危険指定暴力団等の指定に係る暴力行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき（同項第8号）

エ 特定危険指定暴力団等の事務所が法第30条の11第1項に規定する暴力行為に関し同項各号に掲げる用に供されていること等を確認することが必要であるとき（同条第1項第9号）

3 官公署以外の者に対する協力要求規定の整備（法第36条第4項関係）

近年、暴力団はその活動実態や組織実態を隠蔽化する傾向をみせており、今後、法第3条の規定による指定、法第15条の2第1項の規定による指定、法第30条の8第1項の規定による指定等に当たり、事業者に対して情報提供などの協力を求める場面が増えると考えられることから、公安委員会は、指定等をするについて必要があるときは、官公署のみならず、事業者に対しても、資料の閲覧等の協力を求めることができることとした（同項）。

4 命令等に係る書類の送達（法第39条の2関係）

(1) 趣旨

法の規定による命令等の相手方の所在が不明であっても当該命令等の効力を発生させることができるようにするため、公安委員会が命令等の公示送達を行うことができることとしたものである。

(2) 内容

ア 法の規定による命令又は指示は、施行規則で定める様式の書類を送達して行うこととした（同条第1項及び施行規則第45条）。

イ 命令等に係る書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、当該命令等をする公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができることとした（法第39条の2第2項）。

ウ 公示送達は、送達すべき書類の名称等を公安委員会の掲示板に掲示して行うこととした（同条第3項）。

エ ウの掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときは、書類の送達があったものとみなすこととした（同条第4項）。

オ 方面公安委員会が命令等を行う場合、警視総監若しくは警察本部長が命令等を行う場合、方面本部長が命令等を行う場合又は警察署長が命令等を行う場合における当該命令等に係る公示送達については、ウの掲示はそれぞれ当該方面公安委員会、警視庁若しくは道府県警察本部、当該方面本部又は当該警察署の掲示板において行うものとした（施行規則第48条の2）。

5 暴力的不法行為等に当たる罪の追加（法別表及び施行規則第1条関係）

次の罪を暴力的不法行為等に追加することとした。

(1) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第49条第2号(包括信用購入あつせんの無登録営業)等に規定する罪（同表第32号及び施行規則第1条第32号）

(2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第80条第1号

(サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の不正取得)等に規定する罪(同表第49号及び施行規則第1条第49号)

- (3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第26条第1項(なりすまし目的での預貯金通帳等譲受等・正当な理由がない預貯金通帳等有償譲受等)等に規定する罪(同表第56号及び施行規則第1条第56号)
- (4) 資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第107条第2号(第37条に係る部分に限る。)(資金移動業の登録の不正取得)等に規定する罪(同表第58号及び施行規則第1条第58号)

【別添略】